

会 務 月 報

第440号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■令和元年9月理事会議事録

1. 日 時 令和元年9月12日(木)
13:30~15:05
2. 場 所 日事連会議室
3. 理事総数及び出席理事数 総数32名、出席数27名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出席者
会 長 佐々木宏幸
副 会 長 岩本茂美、新沼義雄、堂田重明、伊藤光洋、
児玉耕二、戸田和孝
専務理事 居谷献弥
常任理事 庄司雅美、白井 勇、西川英治、濱本泰久、
南 孝雄
理 事 井上勝徳、大谷秀逸、川元 茂、栗田政明、
佐野吉彦、鈴木勇人、瀧本裕之、田辺正義、
富田 裕、舟幡 健、宮原浩輔、八島英孝、
吉田 敏、渡邊 武
監 事 井島 均、木下賀之
事 務 局 前田、鈴木、千浜、伊東
欠席者
常任理事 植村吉延
理 事 秋野卓生、石崎和志、小河節郎、栗原信幸
5. 議 事
(1) 議長の選任
佐々木宏幸会長が議長に選任された。
(2) 議事録署名人の確認

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人は以下の者であることが確認された。

佐々木宏幸会長、井島均監事、木下賀之監事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件

①日事連建築賞の受賞者決定の件

日事連建築賞選考委員会での選考経過及び常任理事会で資料1のとおり受賞者を決定した旨、事務局より説明がなされ、常任理事会で決定した事項について議長より諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 年次功労者表彰者決定の件

事務局より、資料2によって表彰規程に該当する単体会推薦35名の表彰候補者及び10月4日開催の建築士事務所全国大会(福島大会)大会式典において表彰を行う旨説明がなされた。

議長より、年次功労者表彰者の決定について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

3) 青年話創会2019福島大会の実施要領の承認の件

白井総務・財務委員長及び事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

一昨年度の和歌山大会の際と同様、福島大会の大会式典前日10月3日に青年話創会(懇親会含む)を実施すべく準備を進めている。参加予定は150名。企画運営は福島会の青年部会が担い、実施経費150万円(予算)は日事連が負担する。

続いて、鈴木理事より、福島会での準備状況等について説明がなされた。

議長より、青年話創会2019福島大会の実施要領について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

4) BIMライブラリ技術研究組合への入会の承認の件

居谷専務理事より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

BIMライブラリー構築に関しては、平成27年度からBIMライブラリーコンソーシアムを設立して取り組んできた

が、活動予定期間が今年度末までとされていた。平成30年6月の未来投資戦略会議でi-constructionの推進により建設生産性を20%向上する目標が設定され、官民研究開発投資拡大プログラムを活用することとされたこと等から、国土交通大臣認定のBIMライブラリ技術研究組合が設立されることとなったため、本会も入会し意見等を出していきたい。なお、団体の会費負担等は発生しない。

議長より、BIMライブラリ技術研究組合への入会について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

5) 建築確認におけるBIM活用推進協議会への入会の承認の件

居谷専務理事より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

建築確認においてBIMを活用した事例が複数公表されており、ますます増えることが予想されるが、確認申請図面の表現が申請者ごとに異なっていることから、その標準化が課題となっている。さらに、確認審査に適したBIMモデル閲覧用のソフトが整えられていないことも課題となっている。そこで、産学官の力を結集し、建築確認におけるBIM活用を推進するため、建築確認におけるBIM活用推進協議会が設立されるので、本会も入会し意見等を出していきたい。

議長より、建築確認におけるBIM活用推進協議会への入会について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

(4) 報告事項

1) 建築BIM推進会議での検討状況について

居谷専務理事より、資料6によって、国交省により設置された建築BIM推進会議の描く建築BIMの将来像、工程案及びBIMを活用した建築生産・維持管理に係るワークフローの整備検討案について説明がなされた。

以下の発言がなされた。

佐々木会長—BIMを使うことがプロセスの最終段階ではなく、AIとIoTの連携により建築界が変わる可能性が非常に高いので、資料を熟読してほしい。

佐野理事—小規模建築物でも合理的・効率的に使えるようにならないとBIMが定着したことになるので、推進会議ではそのあたりの意見を述べている。先般会員向けにアンケートを実施したところ、普及率は高くないが、関心を持っていることが分かった。できるだけ安価で使いやすいものを目指していかなければならない。日事連の意向を国の動きの中に取り入れてもらうよう取り組んでいく。

2) 業務報酬基準の見直しに向けた取組について

居谷専務理事より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

現行の業務報酬基準告示第98号の改定に向け、業務報酬基準に精通した委員3名を増員し、8月に業務報酬基準WGを再開した。WGでは現行告示の問題点・課題を洗い出し、告示第98号の運用についての対応、告示見直しに向けた検討を行っていくこととする。方策の一つとして、JAAF—MSTに業務実績集計の機能を追加し、業務実績データの収集・分析を行っていく。また、6月の全国会長会議で要請のあった告示第15号と告示第98号の略算表の比較グラフを作成した。

3) とちぎ建築プロジェクト2019・マロニエBIM設計コンペティションについて

居谷専務理事より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

従来、栃木会主催で学生を対象に実施されていたコンペであるが、今般日事連が共催し、社会人・会員も対象に広げて進めることとした。会誌9月号に掲載し募集の周知を開始した。エントリーは10月、コンペは11月上旬の3日間で実施し、優秀賞の一つに日事連会長賞を授与する。

4) 建築士法改正に伴う関係省令・告示の改正案について

居谷専務理事より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

建築士事務所に保存する図書の見直しに関する法改正により、四号建築物についても保存すべき図書が追加され、構造計算書に代わり建築基準法施行令等の規定に適合するこ

とを確認できる図書の保存が義務付けられることとなった。
また、建築士免許の登録要件及び建築士試験の受験資格の見直しに関する条文が新設され、改正法の施行期日を令和2年3月1日とすること等が9月11日に公布された。

5) 品確法改正に伴う運用指針改正案について

居谷専務理事より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定された。今般新たな課題に対応し、予定価格の適正な設定・歩切りの根絶、価格のダンピング対策の強化及び建設業の就業者数の減少に歯止めがかかる等、これまでの5年間の成果をさらに充実するため、新・担い手3法が改正される。なお、品確法の改正は議員立法、建設業法・入契法の改正は政府提出法案である。

6) 省エネ法改正措置への対応について

居谷専務理事より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

建築物省エネ法の改正により、300㎡以上の中規模建築物にも適合義務が課され、300㎡未満の小規模建築物及び小規模住宅には建築士から建築主への説明が義務付けられるようになる。なお、新築だけでなく増改築も対象である。これら以外のものも含め、施行に向け概要説明会が開催中であるが、10月以降に6ヶ月施行の詳細説明会が予定されている。周知にあたり、国交省から団体にも協力要請がなされるとのことである。単位会の協力を得て周知をしていくことになるが、その具体的方法等は未定である。

7) CM方式検討会の検討状況について

居谷専務理事より、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。

昨年度のCM方式(ピュア型)の制度的枠組みに関する検討会での検討を踏まえ、今年度は契約約款・共通仕様書・役

割分担表(例)の詳細検討を行う。同検討会とともに、建築・土木を個別に深掘りするための分科会を設置し、親会議と子会議の2つの検討体制を構築する。詳細検討結果を踏まえ、地方公共団体におけるピュア型CM活用ガイドラインを公表する。

富田理事より、以下の質問がなされた。

- ・CMになるには何か資格がいるのか。
- ・これは地方公共団体のガイドラインだから、民間には影響はないと考えてよろしいか。
- ・ガイドラインであり法律ではないから、それを遵守するかどうかは地方公共団体の裁量なのか。

居谷専務理事より、以下の回答がなされた。

- ・資格も議論の対象になっているが、CCMJというCM協会独自の資格が必要という主張がある一方、三会では一級建築士の資格・職能に含まれているとし、意見の相違がある。
- ・この枠組は、公共団体の発注体制の支援をするためのガイドラインを作ることが目的である。
- ・ガイドラインという性格上、採用するかどうかは各々主体の判断となる。

佐々木会長より、重要なことなので三会意見交換会で取り上げていきたいとの発言がなされた。

8) 共同住宅の建築時の品質管理のあり方について

居谷専務理事より、資料13によって次の趣旨の説明がなされた。

外部有識者検討会の提言は、特定行政庁間の違反事例の共有、工事監理ガイドラインの追補、大手賃貸共同住宅事業者が対応すべき品質管理の高度化指針の策定、工事監理者通報窓口の設置、中間検査・完了検査の強化及び型式部材等製造者認証の審査の強化が挙げられた。工事監理者通報窓口は、工事監理を担う建築士が対象のため、日本建築士会連合会に設置される予定である。

舟幡理事より、監理をした建築士が最終的に責任を負わされるので、通報窓口を早めに設置するよう国交省に働きかけ

たいとの発言がなされた。

9) 畜舎建築に係る新たな検討について

居谷専務理事より、資料14によって次の趣旨の説明がなされた。

畜産業の成長産業化に資するよう、畜舎建築コストの低減等のため、畜舎等を建築基準法の適用対象から除外し、畜舎のみに適用される新たな特別法を措置することが農林水産省により検討されることとなった。国交省も協力して検討委員会を立ち上げ、本会にも委員派遣の要請があったが、建築基準法とは別の畜舎独自の建築基準を設けることには賛成し難いため、現時点では、検討委員会へ参加は見送る予定である。

10) 会員・構成員異動報告

事務局より、資料15によって令和元年6月から8月の各月の構成員及び賠償責任保険の加入数等の報告がなされた。

11) その他

建賠保険等調査専門委員会白井委員長より、建賠保険に來年度から新しい特約を付帯すべく進めているので、加入促進を図ってほしいとの協力要請がなされた。

<配付資料>

資料1：令和元年度日事連建築賞の受賞者決定について

資料2：年次功労者表彰について

資料3：青年話創会2019福島大会の実施要領（案）

資料4：BIMライブラリー構築の研究体制の見直しについて

資料5：建築確認におけるBIM活用推進協議会（仮称）設立趣意書

資料6：建築BIMの将来像と工程表（案）他

資料7：業務報酬基準WGの再開について

資料8：とちぎ建築プロジェクト2019・マロニエBIM設計コンペティションチラシ

資料9：建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示の改正案について（概要）

資料10：新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一體的改正）

について他

資料11：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案他

資料12：今後の契約約款等の詳細検討体制について（案）

資料13：共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会中間とりまとめ概要

資料14：畜舎建築に係る新たな検討他

資料15：会員・構成員異動報告等

■第4回業務・技術委員会議事概要（Web会議）

日時 令和元年9月25日（水）13：00～15：20

会場 日事連会議室

出席者 委員長 西川英治（石川）

副委員長 栗田政明（埼玉）

委員 渡邊啓宇（秋田：WEB）、臼井勝之（東京）、
乾 彰宏（福井：WEB）、松村和夫（滋賀：WEB）、
宮本昌司（徳島：WEB）、井上 彰（大分：WEB）

担当副会長 伊藤光洋（山口）

事務局 居谷、前田、千浜、野出、岡本、吉田

配付資料

第3回業務・技術委員会議事概要

資料1：令和元年度 業務・技術に関する上半期事業報告（案）

資料2：建築士事務所の技術者人件費等について

資料3：建築士事務所賠償責任保険2020改定に関して

資料4：業務・技術に係る事業の追加について

資料5：業務報酬基準WGの再開について

資料6：BIMと情報環境WGの活動について

資料7：既存住宅状況調査技術者講習について

資料8：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律

資料9：建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示の改正案について

資料10：建築BIMの将来像と工程表（案）（修正版）

資料11：令和2年度以降の適合証明技術者登録制度の主な変更内容について

資料12：今後の契約約款等の詳細検討体制について（案）

資料13：共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会
中間とりまとめ 概要

資料14：畜舎建築に係る新たな検討

議 事

1. 業務・技術に係る令和元年度上半期事業報告について

○資料1により、令和元年度上半期の業務・技術に係る事業報告について事務局より説明された。協議の結果、資料1の通り了承された。以下、協議内容。

・全国会長会議において告示第98号の問題点について今後はJAAF-MS Tを用いて業務量の把握を行っていくとのことであったが、業務報酬基準WGと業務・技術委員会との意見交換などはできないか。

→業務報酬基準WGの活動については、本日の業務・技術委員会で報告する予定である。

→アンケートの答え方に問題があったようである。技術者Cへの換算を行っていなかったことや標準業務をすべて行っていない場合でも標準業務を全て行ったとして答えたからではないか。実際の業務量を把握して告示の人工では足りないことを訴えていくことにしている。

2. 業務・技術委員会レポート 建築士事務所の技術者人件費等について

○資料2により、一級建築士の賃金データ等の参考資料をレポートとしてまとめ、会誌等に掲載する旨、事務局より説明された。協議の結果、資料2の通り掲載することで了承された。以下、協議事項。

・10人以下の事業所は対象ではないのか。

→10人以上の事業所が対象である。

・東京会ではこの資料をもとに技術者のEランクを出しているが、数字は毎年違う。

3. 建賠保険・廃業特約の付帯について

○資料3により、2020年からの建賠保険の改定について事務局より説明され、2020年からの改定が了承された。おもな内容は以下の通り。

・廃業後の補償が自動付帯。期間は10年間、被保険者は建築士個人、廃業前5年前までの加入要。

・建賠保険の被保険者を、事務所から事務所+建築士個人に変更（建築士が訴えられることへの備え）。

・団体制度の維持・運営のため、制度維持費を加入者から徴収する。WEB利用者はWEB割を導入し、利便性の高いWEB申込みに誘導する。

4. 業務・技術に係る事業の追加について

○資料4により、今年度の業務・技術に係る事業の追加とおよその予算について事務局より説明され、追加の事業について了承された。おもな内容は以下の通り。

・JAAF-MS Tでの業務管理ソフトの開発
告示改正に向けての業務量把握・分析等を行う。

・既存住宅状況調査技術者講習に係るDVDの作成
令和2年度の新規・更新のためのDVDの作成を行う。

5. 各専門委員会・WGよりの報告について

○業務報酬基準見直しに向けた取組について・業務報酬基準WG（資料5）

・今後の業務報酬基準への対応が重要なことから業務報酬基準WGの委員を拡充して見直しの検討を行っていくこととする。

・現行告示の問題点・課題を把握、告示第98号運用に向けての対応の検討、告示見直しに向けた方策の検討などを行っていく。

・JAAF-MS Tを活用した業務実績集計ソフトを開発し、業務実績データの収集・分析を行う。

○協議内容

・告示は目安としては3年ごとの見直しとなるのか。

→建築指導課の考えを確認したところ、今回は10年後であったが次回の改正はもう少し早い方がよいということであった。難易度、複合化係数、戸建て住宅については精査が必要とのこともあった。

・業務量についてのデータを準備し、国交省に提出できるようにしなければならない。

・業務量を把握する一つのツールとしてJAAF-MSTを考えている。

・技師Cの換算を行ったか、標準業務をすべてやったかという観点からアンケートを見直すのも一つの方策ではないか。

○BIMと情報環境WGの活動内容について・・BIMと情報環境WG（資料6）

・WGでは、会誌への連載のスタート、BIM活用実態アンケートの実施、BIMセミナーの企画の検討などを行っている。アンケート結果については、概要版も作成し、HPなどでも公開する予定。

○協議内容

・建築BIM推進会議の本来の目的は何か。

→AI、IOTなど政府の成長戦略の一環。

・BIMの導入は各事務所ではばらつきがある。フルBIMで行うと時間が少なくてすむ。

○既存住宅状況調査技術者講習について・・既存住宅状況調査専門委員会（資料7）

・今年度の講習実施予定は、6～8月、11月～翌1月を予定している。9月末までの受講者は262名。

・令和2年度の講習への対応を現在検討中。テキストの改定、講習DVDの作成、講習時間の検討などを行っている。DVDには実地調査の様態なども収録予定。

○省エネ法改正措置への対応について・・建築の低炭素化・省エネルギー化対応WG（資料8）

・建築物省エネ法が改正され、中規模建築物にも適合義務が課されるようになり、小規模建築物及び小規模住宅には建築士から建築主への説明が義務付けられるようになった。

・WGでは、建築士から建築主への説明義務について、いつ説明するか、誰が説明を行うかなどについて検討を行い、国土交通省に意見提出した。

6. 建築士法改正に伴う関係省令・告示の改正案について

○資料9により、建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関

係省令・告示の改正案について事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

・建築士法施行規則21条は建築士事務所に保存する図書の見直しを規定するものであり、今回の改正により四号建築物についても保存すべき図書が追加された他、構造計算書に替わり建築基準法施行令等の規定に適合することを確認できる図書の保存が義務付けられることとなった。

・これまで四号特例で確認審査が省略されていたことなどにより四号建築物の場合の保存すべき図書については今後広く周知していく必要がある。

7. 建築BIM推進会議での検討状況について

○資料10により建築BIM推進会議での検討状況が事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

・全体像と実現プロセスを委員の意見をもとにまとめている。また将来像を実現するための建築業界に必要な取組について7つの取組が挙げられている。

・BIMを活用した建築生産・維持管理に係るワークフローの整備については、国交省と関係団体で行うことになっており、業務報酬基準のあり方については、国交省と建築関係団体で整理していくこととなった。

8. 令和2年度以降の適合証明技術者登録制度の主な変更点について

○資料11により令和2年度以降の適合証明技術者登録制度の変更点について事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

・令和2年度の登録より適合証明技術者の登録に既存住宅状況調査技術者の資格が必須となる。

・既存住宅状況調査技術者の更新講習と適合証明技術者講習の同日講習を行う予定である。

・適合証明技術者の有効期間を既存住宅状況調査技術者の有効期間にあわせて、1年、2年、3年の3通りに分ける。

・令和2年3～4月に既登録者への案内を行い、5～10月に講習を実施、講習開催日の翌月～12月までの間に登録の申請を受け付ける。

9. CM方式検討会の検討状況について

○資料1 2により「CM方式(ピュア型)の制度的枠組みに関する検討会」での検討状況が事務局より説明された。

おもな内容は以下の通り。

- ・昨年度の検討を踏まえ、今年度は契約約款、共通仕様書、役割分担表の(例)の詳細検討を行う。
- ・建築・土木を個別に深掘りするための分科会を設置する。
- ・詳細検討結果を踏まえ、地方公共団体におけるピュア型CM活用ガイドラインを公表する。

10. 共同住宅の建築時の品質管理のあり方について

○資料1 3により共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会の中間とりまとめの概要が事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・外部有識者検討会の提言としては、特定行政庁間の違反事例の共有、工事監理ガイドラインの追補、大手賃貸共同住宅事業者が対応すべき品質管理の高度化指針の策定、工事監理者通報窓口の設置などが挙げられた。工事監理者通報窓口は日本建築士会連合会に設置される予定である。

○協議内容

- ・工事監理者通報窓口は日事連でもよかったのではないかと。
- ・建築士が工事監理を適切に行えない場合に開設者が違反していることを相談する窓口となる。日事連だと利益相反のおそれがある。
- ・このような事件では事務所の開設者が処分されないといけない。このような事件をきっかけに開設者講習に法的位置づけを与えるべきである。

11. 畜舎建築に係る新たな検討について

○資料1 4により、畜舎建築を建築基準法の適用対象から除外し、新たな特別法を措置することが農水省により検討されることとなった旨、事務局より説明された。検討委員会を立ち上げ検討する予定とのことであるが、建築基準法とは別の畜舎独自の建築基準の検討をすることについては慎重にすべきとの立場から、日事連としては現時点での検討委員会へ参加は見送る予定であることなどが説明された。

12. 次回日程

第5回 令和2年1月27日(月)

14:00~16:30 (Web会議)

■第14回既存住宅状況調査専門委員会議事概要

日時 令和元年9月3日(火) 14:00~16:15

会場 日事連会議室

出席者 委員長 栗田 政明(埼玉会)

委員 須田 正美(千葉会)、安藤 欽也(東京会)、
渡辺 猛(東京会)、増田 務(神奈川会)、
辻 裕樹(大阪会:WEB)

事務局 居谷、千浜、野出、岡本

欠席者 委員 戸井田秀明(埼玉会)、樋上雅博(大阪会)

【配付資料】

第13回既存住宅状況調査専門委員会議事概要

資料1 令和2年度 講習への対応について

資料2-1 既存住宅状況調査技術者講習テキストの改定について

資料2-2 既存住宅テキストへの指摘事項(戸井田委員)

資料2-3 テキストに関する指摘等(安藤委員)

資料3-1 既存住宅状況調査技術者講習DVDの作成について

資料3-2 更新講習構成(案)

資料4 更新講習時間割(案)

資料5 全体工程表(案)

資料6-1 実地調査DVD候補地資料(樋上委員)

資料6-2 実地調査DVD候補地写真(樋上委員)

参考 既存住宅状況調査技術者へのアンケート調査(国交省)

参考 岩手会_インスペクション事業資料

議 事

1. 来年度の講習対応について

○資料1により、来年度の講習への対応について事務局より概略が

説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・テキストの改定を行う。
- ・DVDでの講習が可能であるとのことであるので、新規、更新とともにDVDでの講習を準備する。
- ・適合証明技術者講習と同日講習を行う。
- ・テキスト改定に伴い、考査問題の更新を行う。

○資料2-1～2-3によりテキストの改定についての意見交換を行った。テキスト改定予定は以下の通り。

- ・第1章・統計情報、国の取り組み状況等の内容の更新
- ・第2章・記述内容の見直し、瑕疵の事例の差し替え、写真の差し替え
- ・第3章・追加する資料等の検討

○意見交換内容

- ・資料2-2により戸井田委員よりテキストの写真についての意見が説明され、現在の写真より適切な写真があれば委員で探して提供してもらうこととした。
- ・資料2-3により安藤委員よりテキストの記述についての質疑があり、国交省などにも確認しながら検討していくこととした。

○資料3-1～3-2により事務局よりDVDの作成方針、撮影内容案が説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・DVDは座学内容と実施調査解説の2パターンを作成。座学DVDはスタジオ撮りで行い、実地調査DVDは実際の既存住宅を使ったロケ撮影を行う。
- ・新規講習5時間、更新講習2時間のDVDを作成する予定。
- ・講師については、既存住宅状況調査専門委員会委員が行う予定。
- ・資料3-2は実地調査DVDの撮影内容案。

○検討内容

- ・講習DVD出演講師及びパワーポイントなどの資料作成者を次のように取り決めた。

講習DVD講師

第1章 戸井田委員(栗田委員長)、第2章(木造・鉄骨造)

須田委員、第2章(RC造) 安藤委員

パワーポイント等資料作成 事務局

- ・実地調査の既存住宅については、木造は、横浜、埼玉、渋谷、荒

川区尾久、RC造は、川口、横須賀の住宅が候補に挙げられた。今後調整する。

- ・この他、講師の受講は可能かとの質問が出され、国交省に確認することとした。

○資料4、資料5により講習スケジュール案、テキスト・DVD作成スケジュール案が事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・新規講習の第1章は現行と変わらず、第2章の調査方法に実地調査DVDをプラスする。更新講習は、第1章は時間を短くし、調査方法については実地調査DVDで解説する。
- ・全体スケジュールとしては、9月末までにテキスト改定内容確定、10月～11月にベースとなるパワーポイント作成、1～2月にテキスト印刷、DVD編集等を行う予定。

2. その他

○辻委員より資料6-1、6-2により樋上委員より木造住宅の耐震診断書の実例について情報提供された旨、説明された。資料6-2は実地調査候補地写真とのことであったが、診療所を兼ねた住宅であったので採用しないこととした。

○参考資料により事務局より既存住宅状況調査技術者を対象としたアンケートが国土交通省により行われる予定であることが説明された。調査の実施状況や課題を把握するためとのこと。

○参考資料により事務局より岩手会のインスペクション事業について説明された。岩手県が主導して宅建業者がインスペクション事業者(建築士事務所)と連携してPRや売り主(買い主)への働きかけを行うことでインスペクションの促進を図っていくことが狙いとのこと。

3. 今後の委員会開催日程について

- ・第15回委員会 令和元年11月5日(火)

14:00～16:00

■主な行事予定

令和元年

- 11月19日 会誌編集専門委員会 (Web会議)
- 20日 正副会長会
常任理事会
- 21日 建賠保険等調査専門委員会
- 22日 法制度対応特別委員会 (Web会議)
- 25日 業務報酬基準WG
- 26日 景観・まちづくり特別委員会 (Web会議)
- 27日 基本問題検討特別委員会
- 28日 日事政研役員会
理事会
- 12月 3日 青年WG (Web会議)
- 5日 建築士事務所協会全国会長会議
- 12日 構造技術専門委員会

令和元年10月末 会員・構成員異動報告等

1. 期間 令和元年10月1日～10月31日
 2. 会員在籍 正会員 46団体 構成員 14,707事務所
 賛助会員 6社

単体会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	+ 7	1,029	4,364	23.6%		267	25.9%
青森	- 1	174	941	18.5%		41	23.6%
岩手		265	904	29.3%		67	25.3%
宮城		345	1,973	17.5%	+ 1	75	21.7%
秋田	- 2	144	1,055	13.6%		45	31.3%
山形		181	1,161	15.6%	+ 1	57	31.5%
福島		238	1,584	15.0%		63	26.5%
茨城		476	1,975	24.1%		159	33.4%
栃木		169	1,358	12.4%		80	47.3%
群馬		198	1,698	11.7%	+ 1	93	47.0%
埼玉		486	4,786	10.2%		131	27.0%
千葉	- 2	370	3,409	10.9%		109	29.5%
東京	- 1	1,606	14,734	10.9%	+ 3	575	35.8%
神奈川	- 4	755	6,036	12.5%		204	27.0%
新潟		309	2,267	13.6%		133	43.0%
長野		413	2,104	19.6%		113	27.4%
山梨		110	843	13.0%		10	9.1%
富山		306	1,198	25.5%	+ 1	64	20.9%
石川	- 1	307	1,287	23.9%		58	18.9%
福井		222	977	22.7%		54	24.3%
静岡	- 1	411	3,104	13.2%		127	30.9%
愛知	+ 1	552	5,086	10.9%		140	25.4%
三重	+ 1	194	1,235	15.7%		63	32.5%
滋賀		186	1,149	16.2%		35	18.8%
京都	+ 1	366	2,061	17.8%	+ 1	102	27.9%
大阪		810	6,420	12.6%	+ 2	218	26.9%
兵庫	+ 3	388	3,551	10.9%		105	27.1%
奈良		106	915	11.6%		22	20.8%
和歌山		124	764	16.2%		24	19.4%
鳥取		108	481	22.5%		48	44.4%
島根		119	626	19.0%		60	50.4%
岡山		382	1,477	25.9%		70	18.3%
広島		346	2,327	14.9%		138	39.9%
山口		111	1,048	10.6%		36	32.4%
徳島		108	835	12.9%		14	13.0%
香川		93	1,080	8.6%		16	17.2%
愛媛		173	1,129	15.3%		43	24.9%
高知	+ 2	138	632	21.8%		27	19.6%
福岡		463	3,689	12.6%	+ 1	157	33.9%
佐賀	+ 1	185	584	31.7%	+ 2	43	23.2%
長崎		247	832	29.7%		40	16.2%
熊本		226	1,400	16.1%		100	44.2%
大分		161	873	18.4%		40	24.8%
宮崎		114	1,071	10.6%		49	43.0%
鹿児島		303	1,233	24.6%		83	27.4%
沖縄		190	1,297	14.6%		65	34.2%
計	+ 4	14,707	99,553	14.8%	+ 13	4,263	29.0%

※建築士事務所登録数(B)は平成31年4月1日時点の数字である。